

年金のお知らせ

戸籍年金係 内線333

保険料の納付忘れはありませんか？

ご相談
ください

第1号被保険者で 保険料を納めるのが困難なとき

申請が遅れると「障害基礎年金」などが受けられない場合があります。お早目に手続きをしてください。

自営業、無職などの方は「保険料免除制度」の手続きを！

保険料免除制度には、申請して承認されれば免除となる「申請免除」と届出すれば免除となる「法定免除」があります。

○申請免除

保険料の納付が困難なときは、所得に応じて「全額免除」、「4分の1納付（4分の3免除）」、「半額納付（半額免除）」、「4分の3納付（4分の1免除）」があります。市区町村の国民年金担当窓口へ申請し、日本年金機構で前年所得などを審査して、承認を受けると、その期間の保険料の全額もしくは一部の納付が免除されます。

申請免除の対象となる方

①前年の所得（収入）が少ない方

「申請者本人」、「申請者の配偶者」、「世帯主」のそれぞれの前年所得などが定められた基準に該当することが必要です。

免除の対象となる所得（収入）の目安

※あくまでも目安です。

扶養人数	全額免除	4分の1納付	半額納付	4分の3納付
3人扶養（夫婦子2人）	162万円（257万円）	230万円（354万円）	282万円（420万円）	335万円（486万円）
1人扶養（夫婦のみ）	92万円（157万円）	142万円（229万円）	195万円（304万円）	247万円（376万円）
扶養なし	57万円（122万円）	93万円（158万円）	141万円（227万円）	189万円（296万円）

②失業、倒産、事業の廃止、天災などにあったことが確認できる方

③障害者または寡婦であって、前年所得が125万円以下の方

④生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている方

⑤特定障害者に対する特別障害給付金を受けている方

申請免除の承認期間

7月から翌年6月まで
です。

一部納付が承認された場合の一部納付保険料額（平成27年度）

4分の1納付	月額 3,900円
半額納付	月額 7,800円
4分の3納付	月額 11,690円

（注）一部納付の承認を受けた場合は、一部納付保険料を納めないと未納期間扱いとなります。

継続申請もできます！

全額免除を希望される方は、申請の際に、申請が承認された場合には翌年度以降も引き続き全額免除の申請を行う旨をあらかじめ申し出ることにより、翌年度以降の申請書の提出を省略できます。ただし、毎年度、所得の申告は必要です。

（注）失業や被災などを理由に承認された方や一部納付（4分の1納付、半額納付、4分の3納付）を承認された方は翌年度も申請手続きが必要で

○法定免除

国民年金や厚生年金、共済年金から障害年金（1級・2級）を受けているときや生活保護法による生活扶助を受けているときなど、届出により保険料の全額が免除されます。

申請免除の申請手続きに持参いただくもの

- ①年金手帳または基礎年金番号のわかるもの（納付書など）
- ②認印（本人が署名する場合は不要）
- ③他の市区町村から転入された方は前年の所得状況[各種控除内容（社会保険料控除、医療費控除など）も記載されている]を証明するもの
- ④失業などを理由とするときは、次のいずれかの添付が必要です。

雇用保険受給資格者証（コピー可）／雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（コピー可）／雇用保険被保険者離職票（コピー可）／総合支援資金貸付制度の貸付を受けた場合は「貸付決定通知書」（コピー可）

※雇用保険の運用のない離職者の方は、市区町村の国民年金担当窓口へお問合せください。

※申請者の配偶者及び世帯主が失業の場合は、該当するすべての方の分が必要です。

